

# 免許状更新講習を受講した後の手続き

## 新潟県教育委員会

更新講習の修了後、受講した大学等から30時間以上分の修了（履修）証明書が届いたら、以下のとおり申請手続きを行ってください。講習を受講しても、申請を行わないと教員免許状が更新されません。

### 申請書類のダウンロード

※新潟県以外の学校等に勤務する方及び教職に就いていない方で新潟県以外にお住まいの方は、当該都道府県教育委員会が申請先になりますのでそちらへお問い合わせください。

申請書類の掲載先

新潟県ホームページ > 分野別 > 教育・子育て > 教育・生涯学習 > 義務教育 > 教員免許更新制 > 申請手続きについて（様式ダウンロード・記入方法・手数料）

\*平成21年3月31日以前に授与された免許状をお持ちの方 → 旧免許状所持者用ダウンロード

\*平成21年4月1日以降に授与された免許状だけをお持ちの方 → 新免許状所持者用ダウンロード

### 旧免許状所持者

更新講習修了確認申請書（第30号様式）

注：教員でない方で修了確認期限を過ぎた後に申請を行う方の申請書は、附則第2条第3項第3号の確認申請書（第31号様式）になります。

### 新免許状所持者

有効期間更新申請書（第27号様式）

※申請書の記入方法、添付書類及び提出先については、必ず各様式の下に掲載している「記入方法・提出方法・手数料」をご覧ください。

### 申請書の提出期限

各自の修了確認期限の2月前までの間に行わなければなりません。

例：修了確認期限が令和4年3月31日の場合、令和4年1月31日

### 更新講習修了確認証明書の発行

県教育委員会が確認を行い、以下の証明書を発行し申請者に郵送します。これで手続きは完了です。

更新講習修了確認申請（第30号様式）の場合 → 更新講習修了確認証明書

有効期間更新申請（第27号様式）の場合 → 有効期間更新証明書

附則第2条第3項第3号の確認申請（第31号様式）の場合 → 附則第2条第3項第3号の確認証明書

上記の各証明書には、次回の修了確認期限(有効期限)が記載されています。免許状とともに保管してください。

お問い合わせ先： 新潟県教育庁義務教育課管理企画係 直通TEL 025-280-5629